

くじによる落札者の決定方法（郵便入札）

郵便入札を行った場合において、落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、地方自治法167条の9の規定に基づき、くじにより落札候補者を決定します。

くじの方法は、次のとおりです。

1 くじの方法

- (1) 入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載します。記載がない場合のくじ番号は「000」とします。①
- (2) 同価の入札者のくじ番号を合算し②、同価の入札者数で除した余りを求めます。③
- (3) 業者登録受付番号の順により、同価の入札者に0から順位を付します。
- (4) (2)で求めた余りと同じ順位の者をくじ当選者としてします。

例) 同価の入札者が3者の場合

入札参加者	A社	B社	C社
業者登録受付番号	100	2001	5050
入札書記載のくじ番号①	889	756	043
くじ番号の合計②	1688		
合計を同額入札者数で除した余り③	1688÷3=562 余り2		
業者登録受付番号の順④	0	1	2 落札者